

令和7年9月教育委員会定例会会議議事録要旨

1 招集年月日 令和7年9月25日（木）午前9時30分 開会

2 招集場所 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室

3 出席者	教育長	佐川正人
	一番委員	長田聰子
	二番委員	山口謙太郎
	三番委員	遠藤一幸
	四番委員	五十嵐裕子

4 出席職員	教育部長	佐藤茂雄
	教育総務課長	山内裕美
	学校教育課長	安藤裕明
	生涯学習課長	佐藤裕市
	中央公民館長	廣瀬隆
	教育総務課長補佐	高橋亮慈
	学校教育課長補佐	大垣義智
	学校教育課長補佐	尾崎武史
	生涯学習課長補佐	平野純一
	文化課長補佐	穴澤朋子
	中央公民館長補佐	田中正文

5 閉会 午前10時32分

1 開会	午前9時30分、教育長から、9月定例会の開会が告げられた。
2 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、その通り決定された。
3 書記の指名	教育長から、教育総務課長補佐が指名された。
4 会議録の承認	教育長から、令和7年8月の教育委員会定例会議事録要旨について、その承認の可否を諮ったところ、以下の質問があった。
長田委員	後援の事業名ですが、申請時の事業名をそのまま記載しているのでしょうか。例えば、後援9番「第186回例会 きむらゆういち作 あらしのよるに 演劇人冒険舎公演」とありますが、これは喜多方子ども劇場が、年4回の例会について後援申請されたと思いますが、事務局で記載の方法を精査して、例えば「喜多方子ども劇場第186回例会 あらしのよるに」のように、「冒険舎講演」「きむらゆういち作」をなくして、「喜多方子ども劇場」を事業名に入れた方がわかりやすいと感じました。
文化課長	後援の事業名称は申請書に記載された名称を記載しています。事業名称の変更が必要かどうか検討したいと思います。
教育総務課長	事業名称は、申請者の思いや意向を汲むことも必要だと思います。但し、大きく違和感がある場合等は、お互いに申請時に事前調整ができるのではないかと思います。
教育部長	共催・後援事業の詳細につきましては、定例会で内容も含めて詳しく説明していますので、議事録要旨では事業名称の記載でよいかと考えます。
長田委員	定例会の資料とセットで見るとわかりますが、議事録でも事業名を見たときに内容がわかったほうが良いのではないかと思いました。 例えば、講演7番「会津シンフォニック・アンサンブル 第47回定期演奏会」ですと、事業名を見れば何となくわかりますが、子ども劇場の場合は、わかりにくかったので、わかりやすく書いてあった方が良いではないかと思ったところです。 検討していただければと思います。

遠藤委員 議事録を公開したときに、議事録だけで事業内容がわかるような記載にすれば良いということですね。

教育長 記載の方法等について、事務局で検討していただければと思います。

教育長から、令和7年8月の教育委員会定例会議事録要旨について、その承認の可否を諮ったところ、委員全員に異議なく、これを承認することに決定された。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

報告事項に入る前に、事務局から、「報告第25号 損害賠償の額の決定及び和解について」の追加審議の依頼があった。

続いて、教育長が、行事等の報告について説明を求め、教育総務課長が令和7年8月定例会以降の行事について説明した。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員から意見なく、承認された。

(2) 教育長の報告

報告第23号 共催及び後援の承認について

教育長が、報告第23号 共催及び後援の承認について説明を求めた。

教育総務課長 後援の承認について、8月定例会以降、共催1件、後援7件を承認したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告します。

なお、使用名義はいずれも「喜多方市教育委員会」です。

- ・共催1番 「令和7年度福島県小学校教育研究協議会社会科研究部会耶麻地区大会」
- ・後援1番 「第44回公開授業研究会」
- ・後援2番 「第10回 藏の町喜多方 高原・湖 四季の彩り北塙原中学野球交歓大会」
- ・後援3番 「第20回福島県会津空手道選手権大会」
- ・後援4番 「第10回「平和へのつどい・喜多方」」
- ・後援5番 「会津ウインドオーケストラ 年末コンサート2025」

- ・後援6番 「塩川町文化祭」
- ・後援7番 「あつしおかのう文化祭」

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があつた。

文化課長

五十嵐委員より事前質問がありました件についてお答えします。

後援6番「塩川町文化祭」と7番「あつしおかのう文化祭」は後援申請されていますが、山都町や高郷町は後援申請が出されていないので、自主開催という認識でよろしいでしょうか、というご質問でした。

こちらにつきましては、今年度の山都町の文化祭は10月25日から26日に開催予定であり、高郷町は10月18日から11月2日の開催予定となっています。

各公民館に確認したところ、今後、後援申請を予定しているとのことでしたので、次回の教育委員会定例会で報告できるものと考えています。

五十嵐委員

公民館が主催する場合は、旧喜多方市や塩川町は公民館が多くあります。それぞれの公民館から後援申請が出されるということでしょうか。それとも合併前の旧市町村町単位で出されるものなのでしょうか。

文化課長

後援承認申請は、各地区の文化協会を主とした実行委員会が判断して出されているところです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第24号 損害賠償の額の決定及び和解について

教育長が、報告第24号 損害賠償の額の決定及び和解について説明を求めた。

教育総務課長

損害賠償の額の決定及び和解について専決処分し、令和7年9月市議会定例会へ報告したので、別紙のとおり報告するものです。

以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があつた。

山口委員 塩川小学校敷地内の事故ですが、被害にあつた方は学校の教職員でしょうか。

教育総務課長 塩川小学校の教員の方です。

山口委員 この損害賠償額は、保険で支払われるという認識でよろしいでしょうか。

教育総務課長 保険での支払いとなります。

長田委員 昨年も同様の事故があつたと思いますが、全国的に樹木の老木化又は異常気象による倒木が問題となっています。

意見ですが、このような事故は学校の管理職や担当の方のみならず、全職員で情報共有を図っていただきたいと思います。また、児童生徒に対しても注意喚起の周知を行っていただきたいと思います。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

報告第25号 損害賠償の額の決定及び和解について

教育長が、本日の追加提案である報告第25号 損害賠償の額の決定及び和解について説明を求めた。

生涯学習課長 令和7年9月市議会定例会に提案した損害賠償の額の決定及び和解について、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものです。
以上です。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があつた。

山口委員 市有施設に起因する事故として全額が保険適用されたのでしょうか。

生涯学習課長 全額保険適用となっています。

山口委員 今年の冬は大雪でしたので、基本的に屋根からの落雪が予見できるような場所には駐車しないようアナウンスしていると思います。

損害賠償額を考慮すると大変大きな被害を受けているように見受けられますが、なぜ車の所有者は危険な場所に駐車してしまったのでしょうか。

生涯学習課長 この損害賠償額は、車両の修理代以外に台車代も含まれています。修理に約42日かかりましたので、台車代金もかなりの額となってしまいました。

事故原因は、施設管理者から落雪に注意するよう周知していたところでしたが、ポールや看板等の設置まではしていなかったとのことでした。

今後はこのようなことがないよう利用者に対してカラーコーンの設置など、利用者が危険であると判断できるよう表示等を徹底してまいります。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、承認された。

6 審議事項 議案第19号 審査請求人に対する裁決について

審査請求人が令和6年7月17日付けで提起した喜多方市情報公開条例第11条第1項の規定により喜多方市教育委員会が行った公文書不存在の決定に係る審査請求について、喜多方市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を受けたことから、次のとおり裁決したいとするものです。

提案理由は、喜多方市情報公開及び個人情報保護審査会の答申を踏まえ裁決するものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、以下の意見があった。

長田委員 時系列で見ますと、令和6年7月の審査請求後、令和7年5月の諮問までに空白期間がありますが、この期間について教えてください。

教育総務課長

審査請求後においても、審査請求人と総務課や教育総務課、文化課において審査請求人に対して窓口等で丁寧な説明を行ってきたところです。

しかしながら、最終的には審査請求人にご納得いただけなかつたため、令和7年度に入り総務課において市情報公開及び個人情報保護審査会が設置されたところです。

山口委員

非公開案件は議事録を作成しておらず、不存在の決定は仕方ないと思いますが、市情報公開及び個人情報保護審査会において非公開案件についても議事録を作成すべきではなかったのか、という意見は出たのでしょうか。

教育総務課長補佐

市情報公開及び個人情報保護審査会において、審査請求人の口頭意見陳述の聴取があり、審査請求人から議事録の不作成は法令違反ではないか、との主張があったところです。その主張に対して、教育委員会の弁明としては、教育委員会定例会の議事録の作成は、公開、非公開かわらず法令上は努力義務規定なっており、その理由等についても説明したところです。

なお、法令上は問題ないところでありますが、市民等への説明責任を果たすために審査請求以降の議事録については非公開部分も含め作成するよう改めたところです。

そのように、法令に則って行っていること及び更に説明責任を果たすべく議事録作成の改善について状況を説明させていただきました。

遠藤委員

令和6年3月の定例教育委員会の議事録は公開したということで間違いないですか。

教育総務課長補佐

令和6年3月の定例教育委員会の議事録は審議事項として公開で実施しておりますので、そのまま開示しました。

その前の2回の定例会議事録は、協議事項として非公開で実施したため、議事録不在となっています。

長田委員

市で行っている他会議の議事録の作成状況について教えてください。

教育部長

資料21ページの審査会の付言にもありますように、国に準じた公文書管理のルールづくりや例規整備が本市ではまだ整理されていません。先ほど事務局が説明した通り、基本は努力義務の範疇となっておりますが、大規模の自治体では国の公文書管理条例

に基づくルールづくりを行っている自治体もあります。

今後、当答申を受け、本市総務課において例規整備の検討を行うことになると思いますが、決まりましたら改めてお知らせします。

長田委員

市情報公開及び個人情報保護審査会の委員には法律関係者はいるのでしょうか。

教育総務課長

おりません。なお、委員の人選は総務課で行っております。

遠藤委員

例えば、予算の審議など、当時は非公開で行っても、時期が過ぎたら公開に切り替わると思いますが、その辺りの考え方を教えて下さい。

教育部長

非公開の内容にもありますが、時期が経過したら公開となるパターンもございます。その時期や内容等につきましては、その都度の対応となります。教育委員会内部で適正な手続きを踏まえ開示、一部開示等の判断をしていくこととなります。

長田委員

非公開の時期が経過したら非公開案件も積極的に公開することになるのでしょうか。

教育部長

積極的な開示は考えておりません。開示請求があった場合に内容に照らし合わせて判断していくこととなります。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

議案第20号 喜多方市社会教育関係団体の認定について

教育長が、議案第 20 号 喜多方市社会教育関係団体の認定について説明を求めた。

生涯学習課長

喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、3 団体を喜多方市社会教育関係団体に認定したいとするものです。

提案理由は、社会教育関係団体の認定申請があつたため、新たに認定しようとするものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に

異議なく、原案の通り可決された。

議案第21号 喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について

教育長が、議案第 21 号 喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について説明を求めた。

生涯学習課長

喜多方市スポーツ推進委員設置規則第 2 条の規定に基づき、喜多方市スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱したいとするものです。

提案理由は、候補者の推薦があつたため、新たに委嘱しようとするものです。

教育長から、質疑等の意見がないか求めたところ、委員全員に異議なく、原案の通り可決された。

7 その他

先月の定例会で回答保留とした件についてお答えします。

議案第 18 号 喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価について、山口委員から喜多方市美術館利用者数の目標値の設定に関するご質問がありました。当指標は平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間として、上位計画である市総合計画の指標と整合性の取れた目標値として設定したところです。

市総合計画において令和 3 年度に中間見直しを行い、その際に美術館の魅力に触れる機会の創出として、美術館の利用者数を指標に追加したことから教育振興基本計画にも目標値を設定したところです。令和 8 年度までは当目標値に向けて取り組み、今後市総合計画の改定にあたっては、現状の利用者数等を鑑みながら数値の見直し等を検討してまいります。

生涯学習課長

喜多方市スポーツ推進委員設置規則第 2 条の規定に基づき、喜多方市スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱したいとするものです。

提案理由は、候補者の推薦があつたため、新たに委嘱しようとするものです。

8 連絡事項

令和 7 年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

次回の定例会について、教育総務課長が、令和7年10月23日（木）午前10時に開催することを説明した。

8 閉会

午前10時32分、教育長から、閉会が告げられた。